

令和元年12月18日

自動販売機（清涼飲料水）の設置による販売者の募集について（公告）

国有財産事務分掌者

水戸地方裁判所長 渡 部 勇 次

水戸地方・家庭・簡易裁判所合同庁舎等の一部において、有償による使用許可を受け、自動販売機（清涼飲料水）の設置により販売する方を募集します。応募しようとする方は、下記の要領により企画提案書を提出してください。

記

1 件名

水戸地方・家庭・簡易裁判所合同庁舎等における使用許可（自動販売機（清涼飲料水））の相手方の選定

2 募集の趣旨

水戸地方・家庭・簡易裁判所合同庁舎等の一部において自動販売機（清涼飲料水）の設置により販売させる前提で使用許可（有償）をするに当たって、使用許可を受けようとする者（法人，個人を問わない。）を広く募集し，提出された企画提案書により使用許可をする相手方を選定することを目的とするものである。

3 使用許可をする場所

使用許可をする場所は，以下のとおり。詳細は企画提案募集要領を参照のこと。

(1) 水戸市大町一丁目1番38号

水戸地方・家庭・簡易裁判所合同庁舎

① 本館

- ア 1階 1. 35㎡（自動販売機及び分別ごみ箱設置）
- イ 2階 0. 25㎡（分別ごみ箱設置）
- ウ 3階 0. 25㎡（分別ごみ箱設置）
- エ 4階 0. 25㎡（分別ごみ箱設置）

② 新館

- ア 1階 1. 35㎡（自動販売機及び分別ごみ箱設置）
- イ 2階 0. 25㎡（分別ごみ箱設置）
- ウ 3階 0. 25㎡（分別ごみ箱設置）
- エ 4階 0. 25㎡（分別ごみ箱設置）
- オ 5階 0. 25㎡（分別ごみ箱設置）

③ 南館

- ア 1階 1. 35㎡（自動販売機及び分別ごみ箱設置）
- イ 2階 0. 25㎡（分別ごみ箱設置）
- ウ 3階 0. 25㎡（分別ごみ箱設置）

(2) 茨城県土浦市中央一丁目13番12号

水戸地方・家庭裁判所土浦支部及び土浦簡易裁判所合同庁舎

① 本館

- ア 1階 1. 35㎡（自動販売機及び分別ごみ箱設置）
- イ 2階 0. 25㎡（分別ごみ箱設置）
- ウ 3階 0. 25㎡（分別ごみ箱設置）

② 新館

ア 1階 0.25㎡ (分別ごみ箱設置)

イ 2階 0.25㎡ (分別ごみ箱設置)

ウ 3階 0.25㎡ (分別ごみ箱設置)

(3) 茨城県下妻市下妻乙99番地

水戸地方・家庭裁判所下妻支部及び下妻簡易裁判所合同庁舎

1階 1.35㎡ (自動販売機及び分別ごみ箱設置)

(4) 茨城県日立市幸町二丁目10番12号

水戸地方・家庭裁判所日立支部及び日立簡易裁判所合同庁舎

1階 1.35㎡ (自動販売機及び分別ごみ箱設置)

(5) 茨城県龍ケ崎市4918番地

水戸地方・家庭裁判所龍ケ崎支部及び龍ケ崎簡易裁判所合同庁舎

1階 1.35㎡ (自動販売機及び分別ごみ箱設置)

(6) 茨城県行方市麻生143番地

水戸地方・家庭裁判所麻生支部及び麻生簡易裁判所合同庁舎

1階 1.35㎡ (自動販売機及び分別ごみ箱設置)

4 使用許可の条件内容

使用許可を受けた者は、使用許可を受けた場所において、自らが提出した企画提案書の内容に従い、自動販売機(清涼飲料水)や分別ごみ箱を設置し販売等を行う。

詳細は企画提案募集要領を参照のこと。

5 参加資格

応募者の参加資格として、次に掲げる要件を満たすこと。

(1) 法人等(個人、法人又は公共団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合には役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

(6) 暴力団又は暴力団員及び(2)から(5)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

6 企画提案書の作成及び提出に係る事項

(1) 企画提案募集要領の交付

ア 交付期間

令和元年12月18日(水)から令和2年1月7日(火)まで(ただし、土曜日、日曜日、祝日及び令和元年12月30日から令和2年1月3日までを除く。)の午前9時30分から午後4時30分まで(ただし、正午から午後1時まで)

でを除く。)

イ 交付場所

水戸市大町一丁目1番38号

水戸地方裁判所事務局会計課管理係(担当 半澤, 川嶋)

電話029(224)8136, FAX029(224)0410

ウ 交付方法

交付場所において無料で交付する(郵送又は電送による交付申込みは受け付けない。)

(2) 企画提案書等の提出方法等

ア 提出期間

令和2年1月14日(火)から同年1月24日(金)まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時30分から午後4時30分まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

イ 提出場所

上記企画提案募集要領の交付場所と同じ

ウ 提出方法

提出場所に持参又は郵送(アの期間内に必着すること)する方法による。電送による提出は認めない。

エ 提出物

企画提案書一式及び添付書類 各2部

5の参加資格を満たすことを証する誓約書及び別紙役員名簿 1部

7 質問及び回答

- (1) 本件の応募又は企画提案書の作成、提出に関する質問は、次の提出期限まで、書面にて受け付けるので、提出場所に提出する(郵送又は電送による提出も受け付ける。)

ただし、手続及び企画提案書の形式についての質問は、前記企画提案募集要領交付場所に電話で問い合わせても差し支えない。

ア 質問書の様式 日本工業規格A列4番の用紙を用いる。

イ 提出期限 令和元年12月25日(水)午後3時まで

ウ 提出場所 上記企画提案募集要領の交付場所と同じ

- (2) 回答書は、令和2年1月7日(火)までに公募参加予定者全員にファクシミリ等により送付する。

8 使用許可をする相手方を選定するための手順

- (1) 提出した企画提案書が次の一つに該当する応募者は欠格とする。

ア 提出場所、提出期限又は提出方法が前記6(2)に適合しないとき。

イ 企画提案募集要領に指定する作成様式又は記載事項の留意事項に適合しないとき。

ウ 5の参加資格を満たすことを証する誓約書の提出がないとき。

エ 虚偽の内容が記載されているとき。

- (2) 欠格とされなかった応募者から提出された企画提案書について、企画提案募集要領で定めた要件を全て満たした内容となっているかを審査し、全て要件を満たしていると認められた応募者のうち、国有財産の一時使用許可使用料(以下、「一時使用許可使用料」と言う。)の提案が、水戸地方裁判所が定める一時使用許可使用料の最低価格(以下、「使用料予定価格」と言う。)の110分の100の制限以上で、最も金額の高い者を相手方として選定するが、一時使用許可使用料は、提案書

に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額になるため、応募者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった一時使用許可使用料の110分の100に相当する金額を提案書に記入すること。

なお、最高価格の提案を行った者が複数存在する場合には、最高価格の提案を行った者でくじ引きを実施し相手方を選定する。おって、いずれの提案金額も使用料予定価格の110分の100の制限に達しない場合は、一時使用許可使用料の金額について、企画提案募集要領で定める全ての要件を満たしていると認められた応募者全てから、再提案を受けることとするが、再提案の締め切りについては、該当事者に対し、水戸地方裁判所から別途連絡する。

(3) 再提案によっても使用料予定価格の110分の100の制限に達しない場合、最も高額な提案をした者から順に使用料予定価格の110分の100の制限以上で一時使用許可使用料の提示可能であるかの交渉を行う。

(4) (3)の手続によっても使用料予定価格の110分の100の制限に達しない場合は本件公募手続を打ち切る。

詳細は企画提案募集要領を参照のこと。

8 その他

(1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

(2) 提出された企画提案書は返却しない。

(3) 企画提案書の作成、提出及び本件に応募することに関わる費用は、すべて応募者の負担とする。

(4) 提出された企画提案書の内容を確認するため、必要に応じて個別にヒアリングを実施することがある。

(5) 提案の内容は全6庁とも履行可能なものを記載する。